

「ごみ減らし隊」通信

りゅうがさき

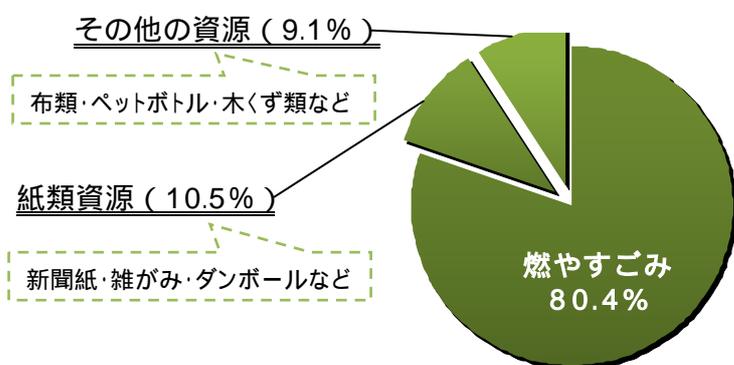
平成22年3月

◆ ごみ組成分析調査の結果をお知らせします ◆

市では、ごみの組成と分別状況を把握するため、市内のごみ集積所（市街化区域・市街化調整区域）を対象として、「燃やすごみ」「燃やさないごみ」の組成分析調査を実施しています。

燃やすごみの中に資源物が混入

< 燃やすごみの中に混入していた資源物の割合（重量比） >



平成21年度（夏季）調査

燃やすごみの中に、本来「資源物」として出すべき“新聞紙や雑がみ、ペットボトル”などが約20%含まれていました。これらを適正に分別することで、相当な量のごみを減らすことができます。

燃やすごみの中に混入した「資源物」は、清掃工場「クリーンプラザ・龍」で焼却されてしまうと、資源としてリサイクルすることができません。

皆さんのちょっとした“ひと手間”がごみの減量・リサイクルの推進につながります。

資源物の種類は9種類15分別

龍ヶ崎市の資源物の種類は、カン、ビン（無色・透明、茶、黒、青・緑）、ペットボトル、紙類（新聞紙、ダンボール、雑がみ（雑誌を含む）、紙パック）、布類、白トレ、木くず類、廃食用油、ペットボトルキャップの9種類15分別です。

< 木くず類の資源回収が「月2回」になります >

市では、平成21年4月から「木くず類（樹木の枝、木の板など）」の資源回収をスタートしたところですが、更なるごみ減量・リサイクル推進を図るため、また、市民の皆さんの利便性向上などを考慮して、平成22年4月より、回収を現行の「月1回」から「月2回」へと増やすことといたしました。今後とも、皆様のご理解・ご協力をお願いします。

木くず類回収日：燃やすごみ収集が「月・水・金曜日」の地区...毎月「第1・第3土曜日」

燃やすごみ収集が「火・木・土曜日」の地区...毎月「第1・第3月曜日」

回収場所：各地区の「資源物回収ステーション」に回収日当日の朝8時30分までにお出ください。



◆ 廃家電の処分について ◆

“家電リサイクル法”により、「家電4品目」は、消費者がリサイクル料金を負担して、小売業者が引き取り、製造メーカーがリサイクルしています。現在は、「エアコン」「テレビ」「冷蔵庫・冷凍庫」「洗濯機・衣類乾燥機」が指定されています。

エアコン



屋内機・室外機も該当

テレビ

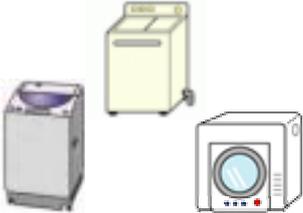


ブラウン管式・液晶式・プラズマ式が該当

冷蔵庫・冷凍庫



洗濯機・衣類乾燥機



家電リサイクル法に基づいた処分を

< 買い換えの場合はお店に依頼する >

買い換える場合（新しい家電製品を買って古いものを廃棄する）は、そのお店に依頼しましょう。家電量販店などの販売店には、家電リサイクル法に基づく引き取り義務があります。そのお店に、家電リサイクル料金を支払い、引き取ってもらいましょう。ただし、運搬もお店に依頼した時は、別途運搬費がかかる場合があります。詳しくは、お買い求めのお店にご確認ください。

< 買ったお店に依頼する >

製品を買ったお店が分かっている場合は、そのお店に依頼しましょう。販売したお店にも、家電リサイクル法に基づく引き取り義務があります。家電リサイクル料金や運搬費については、買い換えの場合と同じです。

買い換えでもなく、製品を買ったお店も分からない

< 市に運搬を依頼する >

1. 事前に環境対策課（電話：64-1111）へ予約申し込みを行う。
2. (1)「家電リサイクル料金」を郵便局で支払う。

製造メーカー（テレビ及び冷蔵庫の場合は大きさも）を確認し、郵便局に備え付けの家電リサイクル券に必要事項を記入し、郵便局窓口にて家電リサイクル料金をお支払いください。

(2)「廃家電収集運搬券」を購入する。

1点につき1枚（1,500円）の「廃家電収集運搬券」を取扱店（下記参照）で購入してください。

ご自分で運べる場合は、直接「指定引き取り場所」へ持ち込むことができます。詳しくは、環境対策課へお問い合わせください。

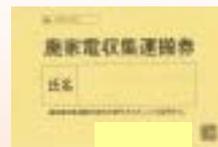
< 廃家電収集運搬券取扱（販売）店 >

ABストア、カスミ龍ヶ岡店、FOOD OFF ストッカー佐貴店、共栄堂薬局（小通幸谷町）、サンクス龍ヶ崎流通経済大前店、塚本ストア、フレンド（南が丘）、ランドローム（キッチン&テーブル店・龍ヶ岡店）、山西商店（松葉）、ヤオコー（竜ヶ崎店・佐貴店）、市役所（環境対策課・西部出張所・東部出張所）

平成22年3月1日現在



左：家電リサイクル券
下：廃家電収集運搬券



家電リサイクル料金（国内大手メーカーのもの：税込み）

エアコン	テレビ	冷蔵庫・冷凍庫	洗濯機・衣類乾燥機
2,625円	大（16型以上）2,835円 小（15型以下）1,785円	大（171リットル以上）4,830円 小（170リットル以下）3,780円	2,520円

詳しくは、(財)家電製品協会 家電リサイクル券センターのホームページ(<http://www.rkc.aeha.or.jp/>)をご覧ください。

◆ チャレンジ!生ごみ減量・リサイクル ◆

< 家庭で簡単，生ごみの減量作戦 >

龍ヶ崎市の家庭から排出される「燃やすごみ」の量は，1年間あたり約18,800トン。このうち，約30%（推定：5,640トン）が生ごみです。生ごみは，約80%が水分といわれており，水を切るだけで簡単にごみを減量することができます。水分の少ないごみは，ごみ出しが楽になるだけでなく，ごみ処理費用の節約や焼却施設の負担軽減，さらには，最終処分場の延命化につながります。

また，生ごみを減らすためには，生ごみのもとになるものを「**買いすぎない**」「**作りすぎない**」「**食べ残さない**」ことが大切です。しかし，それでも出てしまった生ごみは，次に紹介することなどを参考に，それぞれの家庭にあった方法でごみの減量にご協力をお願いします。

十分な水切り

燃やすごみの袋に入れる前に，三角コーナーや排水溝のごみ受けにたまった生ごみを“ぎゅっ”とひと絞りして水を切ることで，簡単にごみの減量ができます。他にも，あきびんなどを使って生ごみを押しつけて水分を絞ったり，細かな網目のネットで絞るなどの方法があります。



三角コーナー



水切りネット

食材の買いすぎ，食べ残しをしない

燃やすごみの中には 料理で余った食材や食べ残しなどが多く含まれています。すぐに捨ててしまうのではなく，ちょっとしたアレンジをすれば別の料理としておいしく食べられます。手をかえ品をかえて，ごみにしないよう心がけましょう。

また，賞味・消費期限が切れたばかりの未開封の加工食品が，ごみとして捨てられているのを見ることがあります。食材は，こまめに賞味・消費期限を確認し，捨てることのないよう注意しましょう。



冷蔵庫の中をこまめに確認！

生ごみ処理機などの活用

庭に埋めたりして，落ち葉と土を混ぜ合わせることで自然に分解し，堆肥化することができます（臭いが発生する可能性がありますので，周辺環境には十分注意してください。）。また，生ごみを堆肥化・減量化する専用の機器を使用する方法もあります。生ごみ処理機を使用している方々からは，「台所が衛生的」「重い生ごみの量が減ることで，燃やすごみをごみ集積所に運ぶのが楽になった」との声をお聞きます。

なお，市では，生ごみ処理容器等を購入された方に対して，購入費の一部を補助しています。

～ 龍ヶ崎市では生ごみの減量を推進するための補助制度があります～

「生ごみ処理容器等購入補助制度」

生ごみ処理容器等の補助額は，購入価格（税抜き）の2分の1以内で，上限は電気を使わない処理容器（EM容器・コンポスト）で2,000円，電気式処理機で20,000円です（いずれも100円未満切捨て）。

補助の範囲は，1世帯につき電気を使わない処理容器は2基まで，電気式処理機は1基までです。ただし，過去に市の補助制度を受けていても，補助の交付決定後，電気を使わない処理容器は3年，電気式処理機は5年が経過していれば，再度補助の申請を行うことができます。

詳しくは，環境対策課までお問い合わせください。



EM容器



電気式処理機

～ ごみ集積所・資源物回収ステーションの排出実態調査を実施～

市では、ごみ・資源物の排出状況を把握し、各地区のごみ集積所等の実態に応じた適正なごみ排出の指導・改善策の参考資料とするため、ごみ減らし隊の協力を得て、「ごみ集積所・資源物回収ステーションの排出実態調査を実施しました（調査期間：年明けから2月28日まで）。今後、調査報告をとりまとめ、市民の皆さんにお知らせしていく予定です。



(排出実態調査から...)

ごみ集積所は、利用されている方々で管理しています。「出す時間が遅かった・収集日が違う・正しく分別されていない等」により収集できなかったごみが残っていると、ごみがごみを呼んで、ポイ捨てや不法投棄を招く恐れがあります。また、近隣の方も大変迷惑です。ごみの分別はもとより、出す日・時間・場所など、ルールを守って出すことが大切です。

ごみ・資源物の出し方Q & A

Q. 不要になった消火器の処分は？

A. 使用済みとなった消火器は、「燃やさないごみ」として出すことができますが、**未使用の消火器は、ごみとして集積所に出すことができません。** 不要(未使用)になった消火器を処分する場合は、販売元、購入店(新しい消火器を購入した場合、古い消火器を引き取ってくれる販売店もあります。)、もしくは、お持ちの消火器の製造メーカーにお問い合わせください。メーカーの連絡先は、(社)日本消火器工業会ホームページにも掲載されていますので、参考にしてください。また、(株)消火器リサイクル推進センターのホームページで、消火器を処分してくれる事業所を検索することもできます。(消火器を持ち込む場合に限りです。)

なお、消火器の廃棄処分は、多くの場合有料となりますので事前にご確認ください。

(社)日本消火器工業会

<http://www.jfema.or.jp/jfeadd2.htm>

(株)消火器リサイクル推進センター

<http://www.ferpc.jp/> 03-5829-6773



3月7日(日)は「市内一斉清掃」

市では、不法投棄撲滅月間(6月・11月・3月)を「わがまちクリーン大作戦」と称し、巡回や啓発活動を行っています。

わがまちクリーン大作戦の一環として、市内一斉清掃を実施します。不法投棄や散乱ごみのない、きれいな住みよいまちづくりを進めるため、皆様のご協力をお願いします。

なお、清掃場所、集合場所、収集方法などは、各地区代表者の指示にしたがってください。

基準時間:午前8時/雨天の場合:14日(日)に順延

ごみ減らし隊の活動の様子を紹介します

各地域の「ごみ減らし隊」の活動の様子を広報紙「りゅうほー」(年1回程度)を活用して、市民の皆さんに広く紹介します。

ごみ減らし隊の日頃の活動の様子や工夫している取り組みなど、記事にしてほしい地区のごみ減らし隊は、環境対策課までご連絡ください。



「ごみ減らし隊」とは...

「ごみ減らし隊」とは、地域のごみ減量・リサイクル推進のリーダー的存在として、各地区からの推薦をもとに、平成19年11月に発足したものです。現在、249名の隊員が集積所等の巡回などに取り組んでいます。

ごみ減量に関する提案・情報をお寄せ下さい

ごみの問題やごみの減量対策について、地域独自の取り組みや市全体に広げたい情報などがありましたら、**環境対策課(廃棄物対策グループ)**まで情報をお寄せください。